

# いわき市農業委員会第20回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和7年12月19日(金曜日)午後1時00分、いわき市農業委員会総会をいわき市文化センター3階大会議室にて開催した。

## 1 出席者(計34名)

### (1) 農業委員(23名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 加茂 直雅
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 薫谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子		

### (2) 事務局(11名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	鈴木 昌則
農地調査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主査	櫛田 秀則
農地審査係主査	浅川 実利
農地審査係主事	千葉 風摩
農政振興係主査(書記)	鹿内 龍也

## 2 欠席者

20 石井 英毅

## 3 会議の概要(注:個人情報に係る箇所を除く)

事務局 (中村次長)	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。</p> <p>蛭田会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>それでは、議長を務めさせて頂きます。</p> <p>円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。</p> <p>始めに、本日の通告欠席は、議席番号20番 石井英毅委員となります。</p> <p>現在、委員24名中23名が出席しております、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数となっております。</p> <p>本日の総会が成立することをご報告いたします。</p> <p>次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣言することになっておりますので、宣告いたします。</p> <p>只今より、いわき市農業委員会第20回総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。</p> <p>議席番号24番 薫谷昭夫委員、議席番号1番 鈴木幸夫委員、以上2名の委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記は事務局にお願いいたします。</p> <p>なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意の上、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」により作成いたします。</p> <p>また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても公表いたします。</p> <p>次に、会務報告に入ります。</p> <p>今回の報告は、令和7年11月分となります。</p> <p>議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。</p> <p>これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。</p> <p>総会資料には、個人情報が含まれております、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。</p> <p>次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (佐藤係長)	特に、取下げ・追案等はございません。
議長 (蛭田会長)	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。</p> <p>該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。</p>

議長 (蛭田会長)	それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	<p>議案書の3ページをお開き願います。</p> <p>【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (千葉主事)	<p>説明に入る前に、案件の取り下げが2件ございましたので、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の2ページをお開き下さい。</p> <p>番号8番の案件について、申請地の一部に既に山林化している土地が含まれており、申請内容を整理する必要があることから、申請取下げの意向が示されたので削除願います。</p> <p>番号11番の案件について、譲受人の所有地の中で、農地転用許可を受けずに資材置場として利用されている土地があるため、申請内容を整理する必要があることから、申請取下げの意向が示されたので削除願います。</p> <p>これにより、今月の3条許可申請の合計面積が変更となります。</p> <p>田の面積は「30,936m<sup>2</sup>」から「26,737m<sup>2</sup>」へ、畠の面積は「4,119m<sup>2</sup>」から「1,219m<sup>2</sup>」へ、合計面積が「35,055m<sup>2</sup>」から「27,956m<sup>2</sup>」へ変更となります。</p> <p>改めまして、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。</p> <p>併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。</p> <p>番号1番から番号7番につきましては、売買による所有権の移転、番号9番につきましては、賃借権の設定、番号10番につきましては、贈与による所有権の移転です。</p> <p>このうち番号5番は、新規就農案件となっております。</p> <p>番号5番につきましては、譲受人は、申請地の東側隣接地に住んでおり、申請地を所有する親戚から借り受け、30年ほど前より耕作を行ってきました。</p> <p>今回、農地の権利関係と耕作状況を一致させるために、申請に至ったもので</p> <p>す。</p> <p>農機具については、耕運機を2台、草刈り機を1台所有しており、栽培作物は、なす・きゅうり・ピーマンです。</p> <p>以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。</p> <p>今月の3条申請面積につきましては、田26,737m<sup>2</sup>、畠1,219m<sup>2</sup>、合計27,956m<sup>2</sup>となります。</p> <p>続きまして、議案説明書4ページをお開き願います。</p> <p>許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっております。</p> <p>つきましては、現地調査報告の内容を踏まえ、ご審議下さるようお願ひいたします。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては、次ページでご確認下さい。</p>

事務局 (千葉主事)	説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。 ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
6番 志賀委員	番号1番から番号7番及び番号9番につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願ひいたします。
事務局 (千葉主事)	番号10番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されたとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
4番 木幡委員	番号5番について、お伺いいたします。 譲受人の年齢が87歳で、稼働力人が2人となっております。 実際に、営農に携わる方を教えて下さい。
事務局 (櫛田主査)	稼働力人の内訳は、本人と妻の2人でございます。 本案件につきましては、譲受人が東隣の自宅を購入した当時、当該農地も併せて取得する予定でしたが、下限面積の要件により、取得出来なかった経過がございます。 譲渡人が妻の兄弟であり、今後の為に整理したいとの考え方から、下限面積の撤廃を受けて、今回の申請となったところでございます。
4番 木幡委員	わかりました。 ありがとうございました。
19番 生田目委員	番号10番について、お伺いいたします。 所在地番は渡辺町ですが、譲受人の住所地が平下荒川と大分離れております。 譲受人が耕作することですが、きちんと耕作出来るのか、隣接地の耕作実績があるのか、教えて下さい。
事務局 (浅川主査)	譲受人と譲渡人は親子関係にあり、譲渡人が母親でございます。 譲渡人は千葉県に住んでおりますが、当該農地の近隣に元の家があり、現在

事務局 (浅川主査)	その空き家を譲受人が管理している状況でございます。 当該農地の周辺に耕作中の農地を所有し、空き家に隣接する農業用倉庫で農機具も管理しておりますので、問題ないものと考えております。
19番 生田目委員	わかりました。 ありがとうございました。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 <b>【意見・質問なし】</b> ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 <b>【「異議なし」の声あり】</b> ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の4ページをお開き願います。 <b>【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】</b> なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (櫛田主査)	議案説明書の7ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の8ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いします。 なお、「現地調査位置図」は12ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5032番からとなります。 それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。 番号1番、平上片寄、畠359.88m <sup>2</sup> 、分家住宅、使用貸借権の設定。 番号2番、平下神谷、畠974m <sup>2</sup> のうち355.8m <sup>2</sup> 、直売所及び駐車場、賃借権の設定。 番号3番、遠野町上遠野、田、併用地を含む計画面積1,187m <sup>2</sup> のうち1,109m <sup>2</sup> 、系統用蓄電所、所有権の移転。 以上3件、面積は田1,109.00m <sup>2</sup> 、畠715.68m <sup>2</sup> 、合計1,824.68m <sup>2</sup> となります。 これらを踏まえ、申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。 説明は、以上です。

議長 (蛭田会長)	只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。 ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
7番 田子委員	番号1番から番号3番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されたとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
	【意見・質問なし】
	ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
	ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
	次に、議案第3号「農地法第51条第1項に該当する事案について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の5ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (浅川主査)	本日配付しております資料1「【議案第3号】農地法第51条第1項に該当する事案について」をご準備願います。 議案第3号「農地法第51条第1項に該当する事案について」、ご説明いたします。 併せて、現地調査位置図の18ページをご覧下さい。 始めに、提案趣旨について申し上げます。 令和3年9月15日開催の(第17期)第4回総会において、農地法第51条第1項に該当する旨議決し、令和6年2月16日開催の(第17期)第35回総会の議決により、履行期限を令和6年7月31日とする令和6年5月1日付け6農委46号の命令書により、原状回復等の措置を講じるよう命じた違反転用の状態にある農地に関し、土地所有者及び違反行為者より、当該地の原状回復工事が令和7年11月13日に完了したので、現地確認を求める旨記載された原状回復等報告書が令和7年11月19日付けで提出されたことから、令和7年12月10日の定例的調査において現地を確認しました。 本日、その結果を報告すると共に、当該地の農地性の回復の是非について、総会での決定を求めるものです。 違反転用者等は、1土地所有者、いわき市渡辺町田部、(氏名は不表示)、2違反行為者、いわき市渡辺町田部、(氏名は不表示)の2名です。 違反転用地の表示は、渡辺町田部、登記地目は田、登記面積は1,828m <sup>2</sup> です。令和6年5月1日付け6農委46号にて行った命令事項は、「当該地について、

事務局  
(浅川主査) 農地法第4条第1項の規定による必要な許可がないまま敷設又は設置した舗装(下地含む)、芝生、塀、門扉等を撤去し、農地に復旧すること」です。

本事案の経過について、原状回復命令の発出以降で主なものは、資料1の1ページから2ページにかけて記載のとおりですが、その中から2点、ご説明いたします。

令和7年7月9日について、相手方代理人(土地所有者の弟)より、是正工事の進捗状況を農業委員に現地で確認してもらった上で、触法工作物の残置を認めて欲しい箇所があるので、その説明をしたいとの申し出があったことから、この日に現地調査を実施しました。

帰庁後の調査委員・事務局間での意見交換において、「明白な合理性がない限り、触法工作物の残置は認められないこと、また、相手方から示された理由については、どれも明白な合理性があるとは言えず、触法工作物の残置を安易に認めることは、原状回復命令違反を是認することになる」との結論に至り、令和7年7月18日開催の第15回総会において、その旨報告したところです。

なお、この結論については、代理人にも口頭で伝えております。

また、令和7年12月1日について、農地法違反に関し、令和7年11月27日付けで土地所有者を不起訴、違反行為者を起訴とした旨の検察庁からの処分通知書をこの日に受領しました。

農業振興地域の整備に関する法律(農振法)違反についても、同様の処分となつた旨、県いわき農林事務所から情報提供がありました。

これにより、違反行為者が犯した農地法による原状回復命令違反、農振法による是正命令違反は、今後「刑事事件」として司法の場で審理されることとなります。

次に、今月10日に実施した現地調査の結果について、ご説明いたします。

当該地の違反転用箇所については、資料1の5ページに掲載しました説明図にて示しておりますので、併せてご確認下さい。

箇所No.1、農業用倉庫西側・北側のレンガ張りですが、どちらも撤去されおらず、北側のレンガ張り上には、自動車が駐車されている状況でした。

レンガ張りを撤去していない理由について、資料1の16ページから18ページをご覧下さい。

16ページから19ページまで、相手方が原状回復等報告書に添付した「理由書」を掲載しております。

理由書の内容を要約しますと、「北側のレンガ張りについて、畑とした場合、隣接する側溝に土砂が流出すると思われるため、現状のまま残置を認めて欲しい、また、西側のレンガ張りについては、撤去工事をした場合、地中に埋設されている水道管及び電気線に影響があると考えられるため、現状のまま残置を認めて欲しい」とのことです。

加えて、当該理由書には、「無許可で転用したことについて、非を認め謝罪はするが、原状回復工事に当たり、現在において400万円ほどの費用がかかっており、タイル(レンガ)の撤去までとなると、更なる費用負担となるので、何卒ご理解を賜りたい」などといった内容が記載されております。

次に箇所No.2、農業用倉庫東側の化粧石敷ですが、化粧石、コンクリート等

事務局 (浅川主査)	<p>はほぼ撤去され、東側と南側の辺に沿って、柿及び梅の木が10本程度植栽されている状況でした。</p> <p>当該箇所について、現地調査に立ち会った代理人より、柿及び梅の木のほかは、露地野菜を栽培予定である旨聴取しております。</p> <p>次に箇所No.3、化粧石敷(箇所No.2)東側のスロープですが、コンクリートの大部分及び“違反転用の是正措置”と称して一部に後で張られた芝は撤去されたものの、北端のコンクリート舗装は残置されている状況でした。</p> <p>北端のコンクリート舗装については、資料1の19ページに記載があるとおり、「隣接する側溝への土砂流出を防止するため、残置を認めて欲しい」とのことです。</p> <p>なお、当該箇所について、今後サクランボの木を数本植えるほか、露地野菜を栽培予定である旨代理人より聴取しております。</p> <p>次に箇所No.4、農業用倉庫と化粧石敷(箇所No.2)南側に張られていた芝生は、撤去されている旨確認しました。</p> <p>次に箇所No.5、農業用倉庫の南側に設置されていたコンクリート舗装通路については、一部残されていたコンクリートを含め、全て撤去されている旨確認しました。</p> <p>最後に箇所No.6、無許可で設置された塀や門扉等についてです。</p> <p>無許可で設置された塀については、基礎部を残して本体のみ撤去している箇所が多く見られたところです。</p> <p>なお、農業用倉庫の西側の門扉、敷地の北東端(注：説明図中、⑥のマークが付されている箇所付近)にある塀は残置されている状況でした。</p> <p>また、撤去した塀(本体)及び門扉に沿う形で、仮囲いが設置されていました。</p> <p>代理人によると、「塀の基礎部は土留めとして、農業用倉庫の西側の門扉は防犯のため、残置を認めて欲しい」とのことであり、敷地の北東端の塀については、資料1の19ページに記載があるとおり、「敷地東側の塀(注:必要な手続きを経て設置されたもの)の支えとなっており、撤去により大規模倒壊のおそれがあるため、残置を認めて欲しい」とのことです。</p> <p>仮囲いについては、主に防犯のため、工事後も残している旨代理人より聴取しております。</p> <p>このほか、資料1の6ページから9ページまで今月10日の現地調査時に撮影した違反転用箇所の現況写真を、10ページから15ページまで相手方が提出した原状回復等報告書の写しを掲載しておりますので、併せてご確認下さい。</p> <p>現地調査結果の説明については、以上です。</p> <p>続きまして、資料1の4ページをご覧下さい。</p> <p>本総会における審議結果(当該地の農地性の回復の是非)は、公文書により土地所有者及び違反行為者に通知することとしております。</p> <p>なお、原状回復がなされていない(原状回復等の措置が不十分である時を含む)と判断された場合は、命令違反が継続していることとなります。</p> <p>これに関し、本年4月1日付け施行の改正農地法第51条第3項により、正当な理由がなく期限までに原状回復命令に従わない者は、その氏名や違反転用地の所在・地番等を公表出来ることとされました。</p>
---------------	---

事務局 (浅川主査)	<p>本事案について、命令発出日・命令期限日とともに改正法施行日以前のものですが、施行日以後も命令違反が継続している場合における改正法第51条第3項の適用の可否等を国県と協議したところ、国(東北農政局)から県を通じて、「改正法施行前に原状回復命令が行われたもので、是正期間満了後も是正が行われていないものについては、改正法施行後に当該情報を“公表することがある”旨を記載した命令書を発出することにより、公表の対象とすることが可能となるものと考える」との回答があったところです。</p> <p>この回答から、国は、「原状回復命令に従わない者に対し、再度命令を発出しても差し支えない、命令発出日が改正法施行日以前で、且つ未是正のものについては、命令を再度発出する際に、“違反転用者等の氏名や違反転用地の所在・地番等を公表することがある”旨を記載し、早期に是正するよう促してほしい」と考えていることが読み取れます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
11番 平田委員	<p>担当委員4名を代表して、申し上げます。</p> <p>12月10日に実施した現地調査の結果については、先ほどの事務局説明のとおりです。</p> <p>なお、無許可で敷設又は設置した下地を含む舗装、塀、門扉等の一部について、残置する旨認めて欲しいとのことで、理由書が提出され、現地でも代理人等から説明を受けましたが、到底納得出来るような内容ではありませんでした。</p> <p>本事案における無許可での当該地の形質変更及び工作物の設置は、西側に隣接する違反転用者等両名の自宅敷地と一体として土地を利用する目的で行われたものと推測します。</p> <p>宅地化する目的で設置された工作物について、農地への復旧のため撤去すると都合が悪いので、一部残置を認めて欲しいという相手方の主張は、受け入れられるものではなく、撤去費用云々についても同様に、触法工作物の残置を認める理由にはならないものと思料します。</p> <p>また、当該地は「農用地区域内農地」であり、転用が最も厳しく制限されていることは、言うまでもありません。</p> <p>担当委員4名の意見としましては、触法工作物が完全に撤去されていないため、当該地全体として見ると、違反転用者等が講じた原状回復等の措置は不十分であり、農地に復旧したとは言えないことから、違反転用者等は、令和6年5月1日に発出した原状回復命令に、引き続き違反している状態にあると判断します。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今の報告では、当該地全体として見ると、違反転用者等が講じた原状回復等の措置は不十分であり、農地に復旧したとは言えないことから、違反転用者</p>

議長 (蛭田会長)	等は、令和6年5月1日に発出した原状回復命令に、引き続き違反している状態にあると判断されたとのことです。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
9番 四家(誠) 委員	私も現地を何度も調査しましたが、農業用倉庫の位置は、現在も埋め立て時の高さと同じであります。 現地調査時に、本人も盛土していると言つておりましたが、それを除かない限り、原状回復とは言えないと思います。
事務局 (浅川主査)	先程も申し上げましたとおり、本総会で審議された内容については、相手方に伝えることになりますので、只今の四家委員のご意見のように、委員の皆様にご発言頂きたいと思います。
7番 田子委員	私も四家委員と一緒に現地を調査しましたが、とても高い盛土がされております。 なぜここまで土を盛らなければならなかつたのかと言うと、宅地と同じ高さにする必要があったからなのです。 将来的に、庭と一体化して利用したいという意思が、現れたものであると推測されます。 宅地と農地の間にブロックが詰まっていますが、このブロックを境にして、明確に分断出来るような高さにまで盛土を撤去したほうが、より農地として利用し易いですし、土砂が流出するなどの理屈も言い難くなると思われます。 その様に、相手方にお伝えして頂きたいと思います。
議長 (蛭田会長)	浅川主査、只今の四家委員と田子委員の意見を踏まえ、今後の対応についてお願いしたいと思いますが、よろしいですか。
事務局 (浅川主査)	承知しました。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 <b>【意見・質問なし】</b> ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第3号について、只今の担当委員の意見報告により、当該地全体として見ると、違反転用者等が講じた原状回復等の措置は不十分であり、農地に復旧したとは言えないことから、違反転用者等は、令和6年5月1日に発出した原状回復命令に、引き続き違反している状態にあると決し、今後の措置については、会長一任とさせて頂いてよろしいでしょうか。
	<b>【「異議なし」の声あり】</b> ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第51条第1項に該当する事案について」は、只今の説明のとおりといたします。

議長 (蛭田会長)	次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	<p>議案書の6ページをお開き願います。</p> <p>【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (鈴木主査)	<p>それでは、議案第4号について説明いたします。</p> <p>議案説明書の12ページをお開き下さい。</p> <p>議案第4号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。</p> <p>次のページをご覧下さい。</p> <p>農地中間管理事業により、公益財団法人福島県農業振興公社が新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する新規転貸事案です。</p> <p>実施地区は平、久之浜・大久、川前、借り手は8名、対象筆数は田16筆、畠13筆、面積は田28,916m<sup>2</sup>、畠21,620m<sup>2</sup>となります。</p> <p>また、貸付相手方の要件については、満たしております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご質問はございますか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>ご質問がないようありますので、当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。</p> <p>【意見なし】</p> <p>ご意見がないようありますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号について、「意見なし」とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。</p> <p>ここで、議案第5号に入る前に、10分間休憩を取ります。</p> <p>午後2時00分まで休憩とします。</p> <p>【10分間休憩】</p> <p>全員お揃いですので、議事を再開いたします。</p> <p>次に、議案第5号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (鯨岡係長)	<p>議案書の7ページをお開き願います。</p> <p>【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>

事務局 (坂本主査)	<p>お配りしております、議案説明書の18ページ及び資料2をお開き願います。</p> <p>番号1番から番号3番の登記地目田及び畠については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に山林・原野化していることから、非農地判断を行うものです。</p> <p>土地の現況について、番号1番は、9月8日に実施された平2区地区の農地パトロール強化月間における現地調査において、番号2番、番号3番は、12月3日に実施された事前調査において、それぞれ耕作の目的に供されていないことを確認しております。</p> <p>また、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行っております。12月分は、田1筆1,508m<sup>2</sup>、畠4筆2,006m<sup>2</sup>、計5筆3,514m<sup>2</sup>です。</p> <p>現地の様子については、前面のモニターに投影させて頂きます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p style="text-align: center;"><b>【現地の様子をモニターに投影】</b></p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
9番 四家(誠) 委員	<p>番号1番について、平2区地区審議会の木幡仁一委員、渡邊弘幸委員、村田裕委員と一緒に、9月8日に実施された農地パトロールの中で現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。</p> <p>非農地化することに関しては、特段、問題ありません。</p> <p>報告は、以上です。</p>
13番 岡村委員	<p>番号2番、番号3番について、四倉・久之浜・大久地区審議会の古市邦男委員、岡田光男委員と一緒に、12月3日に実施された事前調査の中で現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。</p> <p>非農地化することに関しては、特段、問題ありません。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されたとのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【意見・質問なし】</b></p> <p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認め、議案第5号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第6号「いわき市農業委員会規程及びいわき市農業委員会事務局規程の改正について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (佐藤係長)	<p>議案書の8ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】</b></p>

事務局 (佐藤係長)	<p>お配りしました資料3をご覧下さい。</p> <p>事務局職員に係る人事関係事案については、現行規程によりその履行には、総会の議決を経る必要があり、近年、制度の見直しが進められている市の人事関係手続に係る日程等との調整や整合に、支障が生じています。</p> <p>このため、事務局職員の任免、給与等の人事に関する事項につきまして、適時かつ臨機な判断や決定を行えるよう会長の専決事項に加えるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>併せて、その他の会長の専決事項、事務局長等の専決事項や事務局各係の事務分掌に係る規定を整理するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>主な改正内容を述べさせて頂きます。</p> <p>始めに、「いわき市農業委員会規程の改正」についてです。</p> <p>1つ目として、第7条の会長の専決事項について、追加と削除を行います。追加は、職員の任免、給与分限及び懲戒処分を除く、その他の人事に関することや、職員の退職手当に関することです。</p> <p>削除は、事務局長の旅行命令に関することです。</p> <p>2つ目として、第3条及び第11条の文言を整理します。</p> <p>次に、「いわき市農業委員会事務局規程の改正」についてです。</p> <p>大きく分けて、次の4つについて整理させて頂きました。</p> <p>1つ目として、第3条「事務局各係の事務分掌に係る規定」について、現在の所掌事務に合わせる改正をしています。</p> <p>2つ目として、第6条の係長等に係る規程に、農政振興係長を文書取扱責任者とする規程を加えます。</p> <p>3つ目として、第10条「事務局長及び次長の専決事項に係る規定」会長の専決事項から削除した事務局長自身の旅行命令に関する追加するほか、役職ごとの専決内容を整理します。</p> <p>4つ目として、第11条、第12条及び第16条の文言整理をします。</p> <p>現行規定との比較など、詳細については、2ページから7ページに記載した新旧対照表を参照して下さい。</p> <p>なお、施行日につきましては、令和8年1月1日としております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>皆様、只今の説明について、ご理解頂けましたか。</p> <p>佐藤係長、補足として、一つ具体例を挙げて下さい。</p>
事務局 (佐藤係長)	<p>具体例を一つ挙げますと、市職員に関する人事異動の内示日程が流動的であるため、現在の事務局職員の任免等を会長の専決事項とすることにより、職員の人事異動(農業委員会発令)について、総会において審議する必要が無くなります。</p> <p>また、その結果として、3月の臨時総会は開催しないこととなります。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>かみ砕いて説明しますと、事務局職員の人事については、これまで総会の承認が必要でしたが、今後は、会長が専決で決められるようになるということです。</p>

議長 (蛭田会長)	ございます。 佐藤係長、そのような解釈でよろしいでしょうか。
事務局 (佐藤係長)	相違ございません。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
4番 木幡委員	参考としてお聞きいたしますが、現在、いわき市において、職員に対するハラスメントの規定はございますか。
事務局 (佐藤係長)	規定自体はございません。
4番 木幡委員	規定がない、そうですか。 実は、私の所属団体においても、本案件と同じような規定の改正がございました。 その際に、職員に対する人事権を有する者は、ハラスメント規定の対象になるという議論がございました。 今回、会長が人事の専決事項を有することになると、その対象になる可能性がございます。 通常であれば、事務局の上司が部下にという考え方なのですが、その取り扱いについて、ご確認頂ければと思います。 よろしくお願ひします。
事務局 (佐藤係長)	承知しました。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第6号「いわき市農業委員会規程及びいわき市農業委員会事務局規程の改正について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、報告に入ります。 始めに、報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の11ページをお開き願います。 【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

事務局 (蛭田係長)	<p>議案説明書の21ページから29ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は37件、権利の移動理由は全て相続です。</p> <p>権利の取得面積は田101, 112. 00m<sup>2</sup>、畑51, 644. 45m<sup>2</sup>、採草放牧地7, 694. 00m<sup>2</sup>、合計160, 450. 45m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の12ページをお開き願います。</p> <p><b>【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】</b></p> <p>議案説明書の31ページ、32ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は1件、転用面積は田0m<sup>2</sup>、畑368m<sup>2</sup>、合計368m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の13ページをお開き願います。</p> <p><b>【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】</b></p> <p>議案説明書の33ページから35ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は7件、転用面積は田78m<sup>2</sup>、畑1, 980m<sup>2</sup>、合計2, 058m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の14ページをお開き願います。</p> <p><b>【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】</b></p> <p>議案説明書の37ページ、38ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は1件、面積は田4, 609m<sup>2</sup>、畑0m<sup>2</sup>、合計4, 609m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>次に、報告第5号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (佐藤係長)	<p>議案書の15ページをお開き願います。</p> <p><b>【報告第5号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】</b></p> <p>議案説明書の39ページ、40ページをお開き願います。</p> <p>今月の交付件数は1件、相続税の納税猶予です。</p> <p>面積は田3, 772m<sup>2</sup>、畑0m<sup>2</sup>、合計3, 772m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、ご承知願います。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>始めに、事務局より何かござりますか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【特になし】</b></p> <p>次に、委員の皆様より何かござりますか。</p>

議長  
(蛭田会長)

【特になし】

特にないようですので、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第20回総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

## 4 議案・報告の内容及び審議結果

### (1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決（※番号8番、番号11番は取下げ）
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第51条第1項に該当する事案について	令和6年5月1日に発出した原状回復命令に、引き続き違反している状態にあると決す（※今後の措置は会長に一任）
第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	意見なしにて可決
第5号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第6号	いわき市農業委員会規程及びいわき市農業委員会事務局規程の改正について	原案のとおり可決

### (2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

## 5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

## 6 本総会の閉会時刻

午後2時30分

## 7 本総会の議事録署名人に指名された委員

24 薫谷 昭夫 1 鈴木 幸夫